

福岡県ひとり暮らし高齢者等見守り活動に関する知事表彰選考基準

- 1 下記基準に従って選考する。
- 2 表彰数の上限は、原則として、地域団体については4団体、事業者については1事業者とする。
- 3 事務局による選考結果を踏まえ、選考委員会において総合的に判断し、被表彰者を決定する。

【地域団体】

項目	
定量的基準	訪問活動の頻度 ※見守り対象者1人当たり…1月における総見守り回数をその地域における見守り対象者数で除したもの ※月における総見守り回数は、3月以上の期間における1月あたりの平均をもって計算する
	活動を行ってきた期間
	活動員の数
項目	
定性的基準 (着眼点・例示)	○見守りの工夫について 訪問体制の工夫（地域分け、班分け）、見守り対象者の名簿作成・管理更新、見守りマップの作成、定期的な会議の開催、活動員間の連絡体制、I C T・I o Tの活用 等
	○他団体との連携について 市役所・地域包括支援センターとの連携、所轄警察署との連携、地域社会資源（社協、民生委員、老人クラブ、地域自治会）との連携、民間事業者との連携、他の自治体との広域連携 等
	○後継者育成 見守りマニュアルの作成、見守り研修会の実施、新規活動員の募集・定着に向けた取り組み、認知症サポーター養成講座等の特別な研修会の実施、災害対策講習などの非常時のための研修の実施、個人情報保護等に関する研修の実施 等
	○高齢者福祉に関する取り組み 高齢者の体調管理・健康改善に資する取組、高齢者の買い物支援等に関する取組、家事援助等の生活支援に関する取組、オレオレ詐欺等の防犯対策、介護保険制度等の制度の周知 等
	○その他 高齢者の閉じこもり防止のためのサロンの実施、地域住民との交流に関する活動、救命実績、行方不明者等の発見実績、その他の受賞歴（市、社協など）、今までの推薦回数、その他高齢者福祉に関する取組
合 計	

【事業者】

項目	
定量的基準	活動を行ってきた期間
	活動員の数
項目	
定性的基準 (着眼点・例示)	訪問活動の工夫 (見守りをする社員等の職務(配達員、外交員等)、見守りの方法(ポスト視認、会話等))
	組織体制 (見守りの取組みに係る社内周知体制、異変を察知した際の連絡通報体制、自治体・地域社会資源との連携)
	社員等の資質向上 (研修の開催、社内表彰制度)
	その他 (救命実績、行方不明者等の発見実績、推薦回数・受賞歴、その他高齢者福祉に関する取組)
合 計	